

●香川県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年3月29日から同年4月19日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 瀬居坂出港線（192号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市川崎町13番31地先から 坂出市川崎町13番34地先まで	前	37.2~49.0	172	町道移管
坂出市川崎町13番32地先から 綾歌郡宇多津町字吉田4000番2 地先まで		19.0~52.7	85	
坂出市川崎町13番34地先から 綾歌郡宇多津町字吉田4001番8 地先まで		10.5~42.1	82	
坂出市川崎町13番31地先から 坂出市川崎町13番34地先まで	後	37.2~49.0	172	